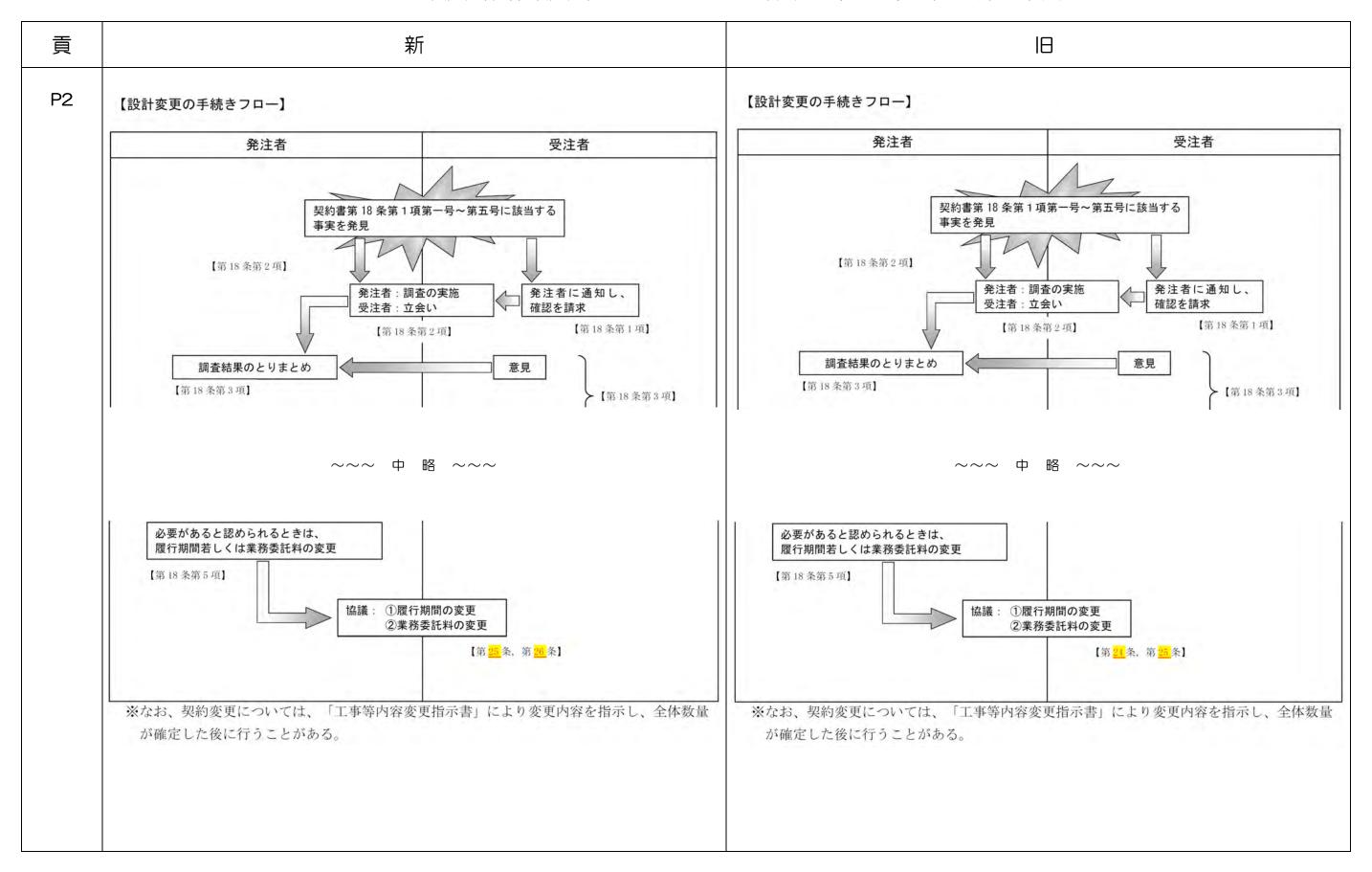
¥貢	新	IΘ
目次	土木設計業務等設計変更ガイドラインの目的	土木設計業務等設計変更ガイドラインの目的
	土木工事は、各々の現場の地形・地質・環境等の自然的条件や社会的条件など、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐に亘る目的物を完成させなければなりません。そのためには、測量・調査・設計の業務(以下、「設計業務等」)が適切に行われることが不可欠です。	土木工事は、各々の現場の地形・地質・環境等の自然的条件や社会的条件など、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐に亘る目的物を完成させなければなりません。そのためには、測量・調査・設計の業務(以下、「設計業務等」)が適切に行われることが不可欠です。
	平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 (改正品確法)」の運用指針(発注関係事務の運用に関する指針)では、設計業務等の品質を確保するために、必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行うとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及び必要となる業務委託料や履行期間の変更を行うことが求められています。	平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 (改正品確法)」の運用指針(発注関係事務の運用に関する指針)では、設計業務等の品質を確保するために、必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行うとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及び必要となる業務委託料や履行期間の変更を行うことが求められています。
	神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)では、履行条件が変わった場合等の確認手続きや、設計図書の変更等について定めていますが、本ガイドラインは、県土整備局が発注する設計業務等(公共建築を除く)について、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを具体的にすることにより、設計変更を円滑・適切に行うための発注者・受注者双方の共通の手引書とすべく考え方を整理したものです。	神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)では、 <mark>施行</mark> 条件が変わった場合等の確認手続きや、設計図書の変更等について定めていますが、本ガイドラインは、県土整備局が発注する設計業務等(公共建築を除く)について、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを具体的にすることにより、設計変更を円滑・適切に行うための発注者・受注者双方の共通の手引書とすべく考え方を整理したものです。
	令和 <mark>3</mark> 年 <mark>4</mark> 月 県土整備局 都市部 技術管理課	令和 <mark>元</mark> 年 <mark>5</mark> 月 県土整備局 都市部 技術管理課

貢	新	IΒ
目次	一 目 次 一	一 目 次 一
	2. 土木設計業務等の特性 1 3. 設計図書の確認と手続 1 【設計変更の手続きフロー】 2 4. 発注者・受注者の留意事項 3 5. 設計変更の対象となり得るケース 4 【基本事項】 4 【設計変更の対象となり得る主な事項】 5 (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続 6 (2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合の手続 7 (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 8 (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 9 (5) 設計図書に明示されていない運行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続 10 (6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書等を変更する場合の手続 11 (7) 業務の中止の場合の手続 12 (8) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 13 (9) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの 14	4. 発注者・受注者の留意事項 3. 3. 5. 設計変更の対象となり得るケース 4. 【基本事項】 4. 【超意事項】 4. 【超意事項】 4. 【設計変更の対象となり得る主な事項】 5. (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続 6. (2) 設計図書に誤謬 (ごびゅう) 又は脱漏 (だつろう) がある場合の手続 7. (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 8. (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件が実際と相違する場合の手続 9. (5) 設計図書に示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続 1. (7) 業務の中止の場合の手続 11. (7) 業務の中止の場合の手続 12. (8) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 12. (8) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 13. (9) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの 14. 6. 設計変更の対象とならないケース 15. 【基本事項】 15.

貢	新	IB
P1	1. 用語の定義(設計図書とは)	1. 用語の定義(設計図書とは)
	発注者及び受注者は、契約書に基づき、「設計図書」に従って、締結した契約を履行しなければなりません。 ここでいう「設計図書」とは、契約書第1条では「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう」と規定されています。 また、測量・調査・設計業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第1章総則では「数量総括表」が規定されています。	発注者及び受注者は、契約書に基づき、「設計図書」に従って、締結した契約を履行しなければなりません。 ここでいう「設計図書」とは、契約書第1条では「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう」と規定されています。 また、測量・調査・設計業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第1章総則では「数量総括表」が規定されています。
	2. 土木設計業務等の特性	2. 土木設計業務等の特性
	土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものです。 ※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。	土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものです。 ※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。
	3. 設計図書の確認と手続	3. 設計図書の確認と手続
	契約書第 18 条では、受注者は、業務を行うに当たり、同条第 1 項の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を申し出なければならないとされています。 また、共通仕様書(設計業務第 1105 条、測量業務第 107 条、地質・土質調査業務第 106 条)では、受注者は、業務を行うに当たり、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならないとされています。 契約書第 18 条第 1 項の各号の内容や設計図書の点検の範囲については、「5. 設計変更の対象となり得るケース」の中で解説しており、設計変更においては、受発注者協議のもと、契約書に則って手続きを進めることが必要です。 契約書第 18 条第 1 項の規定に基づく設計変更の手続きフローを次頁に示します。	る事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を申し出なければならないとされています。 また、共通仕様書(設計業務第 1104 条、測量業務第 106 条、地質・土質調査業務第 106 条)では、受注者は、業務を行うに当たり、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならないとされています。



貢	新	IB
P4	5. 設計変更の対象となり得るケース	5. 設計変更の対象となり得るケース
	【基本事項】 ◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。 1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続きの遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合。 2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合。 3. 所定の手続(契約書第18条〜第26条、共通仕様書第121条〜第124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合。 4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合。(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象) 5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合。	 【基本事項】 ◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。 1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続きの遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合。 2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合。 3. 所定の手続(契約書第18条~第5条、共通仕様書第1120条~第1123条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合。 4. 設計の基準となる、示力書、指針等が改訂になった場合。(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象) 5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合。 中略 ~~~

貢	新 【設計変更の対象となり得る主な事項】		日 【設計変更の対象となり得る主な事項】	
25				
	設計変更の対象となり得る主な事項	契約書	設計変更の対象となり得る主な事項	契約書
	(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問 回答書が一致しない場合	第 18 条 第 1 項第一号	(2) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問 回答書が一致しない場合	第 18 条 第 1 項第一号
	(2) 設計図書に誤謬 (ごびゅう) 又は脱漏 (だつろう) がある場合	第 18 条 第 1 項第二号	(2) 設計図書に誤謬 (ごびゅう) 又は脱漏 (だつろう) が ある場合	第 18 条 第 1 項第二号
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合	第 18 条 第 1 項第三号	(3) 設計図書の表示が明確でない場合	第 18 条 第 1 項第三号
	(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な <mark>履行</mark> 条件が実際 と相違する場合	第 18 条 第 1 項第四号	(4)設計図書に示された自然的又は人為的な <mark>施行</mark> 条件が実際 と相違する場合	第 18 条 第 1 項第四号
	(5) 設計図書に明示されていない <mark>履行</mark> 条件について予期する ことのできない特別な状態が生じた場合	第 18 条 第 1 項第五号	(5) 設計図書に明示されていない <mark>施行</mark> 条件について予期する ことのできない特別な状態が生じた場合	第 18 条 第 1 項第五号
	(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書等の変更	第 19 条	(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書等の変更	第 19 条
	(7) 受注者の責めに帰すことができない事由による業務の 一時中止	第 20 条	(7)受注者の責めに帰すことができない事由による業務の 一時中止	第 20 条
	(8) 受注者の請求による履行期間の延長	第 <mark>23 </mark> 条	(8)受注者の請求による履行期間の延長	第 <mark>22</mark> 条
	(9)受注者が行う「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	第 18 条	(9)受注者が行う「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	第18条 第19条]
	上記以外でも、契約書では、設計図書と業務内容が一致しない場条)、業務に係る受注者の提案(第 21 条)、発注者の請求による条)において設計変更する場合があることを規定しています。 ~~~ 中略~~~		上記以外でも、契約書では、設計図書と業務内容が一致しない場条)、業務に係る受注者の提案(第 21 条)、発注者の請求による条)において設計変更する場合があることを規定しています。 ~~~ 中略~~~	

貢	新	IB	
P6	(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない 場合の手続(契約書第 18 条第 1 項第一号)	(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない 場合の手続(契約書第 18 条第 1 項第一号)	
	□ 受注者は、図面、仕様書、現場説明書等が一致していない事項を発見した場合には、直 ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正 または変更を行う。	□ 受注者は、図面、仕様書、現場説明書等が一致していない事項を発見した場合には、直 ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正 または変更を行う。	
	受注者 発注者 「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 第一号」に基づき、その旨を直ちに発 注者に通知 発注者は「第 18 条第 4 項」に基づき、 必要に応じて設計図書の訂正・変更	受注者 発注者 「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 第一号」に基づき、その旨を直ちに発 注者に通知 発注者は「第 18 条第 4 項」に基づき、 必要に応じて設計図書の訂正・変更	
	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>25</mark> 条、第 <mark>26</mark> 条」に基づき、「 協議」により履行期間及び業 務委託料を定める。	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>24</mark> 条、第 <mark>25</mark> 条」に基づき、 「協議」により履行期間及び業 務委託料を定める。	
	(例) (1)図面と仕様書の設計条件等や数量総括表の記載が一致しない。 (2)仕様書と設計図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない。 等	(例) (1)図面と仕様書の設計条件等や数量総括表の記載が一致しない。 (2)仕様書と設計図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない。 等	

新	日 (2)設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合の手続 (契約書第 18 条第 1 項第二号)	
(2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合の手続 (契約書第 18 条第 1 項第二号)		
□ 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、 それが誤っている場合には、発注者は設計図書を訂正する必要がある。 受注者は、設計図書の誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)を発見した場合には、直ちに 発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変 更を行う。	□ 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、 それが誤っている場合には、発注者は設計図書を訂正する必要がある。 受注者は、設計図書の誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)を発見した場合には、直ちに 発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変 更を行う。	
受注者	受注者	
「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 第二号」に基づき、その旨を直ちに 発注 者に通知	「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 第二号」に基づき、その旨を直ちに 発注 者に通知	
受注者及び発注者は「契約書第 <mark>25</mark> 条、第 <mark>26</mark> 条」に基づき、「 協議」により履行期間及び業 務委託料を定める。	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>24</mark> 条、第 <mark>25</mark> 条」に基づき、 「協議」により履行期間及び業 務委託料を定める。	
 (例) (1)貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。 (2)必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。 (3)条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。 (4)条件明示に「設計に必要な調査は、別業務で実施済み」と記載されていたが、行われていなかった。 (5)基準点測量に係る等級選定等が適正に設計されていなかった。 (6)地質調査に伴うサンプリングのための削孔が設計されていなかった。 (7)「予備設計あり」で道路詳細設計を受注したが、概略設計までしか実施していなかった。 等 	 (例) (1)貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。 (2)必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。 (3)条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。 (4)条件明示に「設計に必要な調査は、別業務で実施済み」と記載されていたが、行われていなかった。 (5)基準点測量に係る等級選定等が適正に設計されていなかった。 (6)地質調査に伴うサンプリングのための削孔が設計されていなかった。 (7)「予備設計あり」で道路詳細設計を受注したが、概略設計までしか実施していなかった。 等 	
	(2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合の手続 (契約書第 18 条第 1 項第二号) □ 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には、発注者は設計図書を訂正する必要がある。 受注者は、設計図書の誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。 安注者	

新 貢 IB P8 (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続(契約書第18条第1項第三号) (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続(契約書第18条第1項第三号) □ 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行に □ 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行に あたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。 あたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。 受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通 受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通 知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。 知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。 受注者 発注者 受注者 発注者 「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 発注者は「第18条第4項」に基づき、 「契約書第 18 条 (条件変更等) 第1項 発注者は「第18条第4項」に基づき、 第三号」に基づき、条件明示が不明確な 必要に応じて設計図書の訂正・変更 第三号」に基づき、条件明示が不明確な 必要に応じて設計図書の訂正・変更 旨を直ちに発注者に通知 旨を直ちに発注者に通知 受注者及び発注者は「契約書第 <mark>25</mark> 条、第 <mark>26</mark> 条」に基づき、**「協議」により履行期間及び業** 受注者及び発注者は「契約書第 24 条、第 25 条」に基づき、「協議」により履行期間及び業 務委託料を定める。 務委託料を定める。 (例) (例) (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されて (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されて いない。 いない。 (2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であ (2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であ った。 った。 (3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。 (3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。 (4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確でない。 (4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確でない。 (5) 検討数量が一式計上となっており、検討項目や設計条件、数量が不明確であった。 (5)検討数量が一式計上となっており、検討項目や設計条件、数量が不明確であった。 (6) 打合せ協議は明示されているが、回数等が不明確であった。 (6) 打合せ協議は明示されているが、回数等が不明確であった。 (7) 橋梁および道路設計において、河川条件が明示されておらず、条件設定のための検討 (7) 橋梁および道路設計において、河川条件が明示されておらず、条件設定のための検討 が必要になった。 が必要になった。

貢	新	IB	
P9	(4)設計図書に示された自然的又は人為的な <mark>履行</mark> 条件が実際と相違する場合の 手続(契約書第 18 条第 1 項第四号)	(4)設計図書に示された自然的又は人為的な <mark>施行</mark> 条件が実際と相違する場合の 手続(契約書第 18 条第 1 項第四号)	
	□ 自然的な <u>履行</u> 条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な <u>履行</u> 条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。 受注者は、設計図書に示された自然的又は人為的な <mark>履行</mark> 条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。	□ 自然的な <mark>施行</mark> 条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な <mark>施行</mark> 条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。 受注者は、設計図書に示された自然的又は人為的な <mark>施行</mark> 条件が実際と相違する場合には、直 ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正ま たは変更を行う。	
	受注者 発注者 「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 第四号」に基づき、自然又は人為的な <mark>履行</mark> 条件が実態と相違する旨を直ちに発 注者に通知 発注者は「第 18 条第 4 項」に基づき、 必要に応じて設計図書の訂正・変更	受注者発注者「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 第四号」に基づき、自然又は人為的な 行 条件が実態と相違する旨を直ちに発 注者に通知発注者は「第 18 条第 4 項」に基づき、 必要に応じて 設計図書の訂正・変更	
	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>25</mark> 条、第 <mark>26</mark> 条」に基づき、「 協議」により履行期間及び業 務委託料を定める。	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>24</mark> 条、第 <mark>25</mark> 条」に基づき、 「協議」により履行期間及び業 務委託料を定める。	
	 (例) (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。 (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。 (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。 (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。 	 (例) (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。 (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。 (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。 (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。 	
	~~~ 中略 ~~~	~~~ 中 略 ~~~	

貢	新	IB	
P10	(5) 設計図書に明示されていない <mark>履行</mark> 条件について予期することのできない 特別な状態が生じた場合の手続(契約書第 18 条第 1 項第五号)	(5) 設計図書に明示されていない <mark>施行</mark> 条件について予期することのできない 特別な状態が生じた場合の手続(契約書第 18 条第 1 項第五号)	
	□ 設計図書に <mark>履行</mark> 条件として明示されていないが、業務の履行の前提となる事項について、契 約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合には、受注者は直ちに発注者に通知を 行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。	□ 設計図書に <u>施行</u> 条件として明示されていないが、業務の履行の前提となる事項について、契 約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合には、受注者は直ちに発注者に通知を 行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。	
	受注者発注者「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 第五号」に基づき、予期することのできない特別な状態が生じた旨を直ちに発 注者に通知発注者は「第 18 条第 4 項」に基づき、 必要に応じて設計図書の訂正・変更	受注者発注者「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項 第五号」に基づき、予期することのでき ない特別な状態が生じた旨を直ちに発 注者に通知発注者は「第 18 条第 4 項」に基づき、 必要に応じて設計図書の訂正・変更	
	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>25</mark> 条、第 <mark>26</mark> 条」に基づき、「 <b>協議」により履行期間及び業</b> <b>務委託料を定める。</b>	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>24</mark> 条、第 <mark>25</mark> 条」に基づき、「 <b>協議」により履行期間及び業</b> <b>務委託料を定める。</b>	
	(例) (1) 地質調査中等に地中障害物を発見し、調査箇所の変更等が必要となった。 (2) 地質調査中等に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった。 (3) 業務期間中に関係法令、基準等が変更となった。 等	(例) (1) 地質調査中等に地中障害物を発見し、調査箇所の変更等が必要となった。 (2) 地質調査中等に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった。 (3) 業務期間中に関係法令、基準等が変更となった。 等	

貢	新	IB	
P11	(6)発注者が必要があると認めるときの設計図書等を変更する場合の手続 (契約書第 19 条)	(6)発注者が必要があると認めるときの設計図書等を変更する場合の手続 (契約書第 19 条)	
	□ 発注者は、住民要望、周辺環境等の条件を十分に検討した上で業務を発注しているが、発注 後の事情変化により、設計図書等を変更せざるを得ない事態が生じる場合がある。 発注者は、設計図書等の変更が必要と認める場合は、変更内容を受注者に通知して、設計図 書等を変更することができる。	後の事情変化により、設計図書等を変更せざるを得ない事態が生じる場合がある。	
	受注者	受注者	
	受注者は通知内容を確認し、内容に疑義がある場合は、速やかに発注者に確認する。	受注者は通知内容を確認し、内容に疑義がある場合は、速やかに発注者に確認する。	
	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>25</mark> 条、第 <mark>26</mark> 条」に基づき、 <b>「協議」により履行期間及び業</b>	受注者及び発注者は「契約書第 <mark>24</mark> 条、第 <mark>25</mark> 条」に基づき、 <b>「協議」により履行期間及び業</b>	
	務委託料を定める。	務委託料を定める。	
	<ul> <li>(例)</li> <li>(1)設計図書に明示している以外の検討範囲や数量を変更することとなった。</li> <li>(2)契約後に判明した事象により、やむを得ず検討業務の変更を行う必要が生じた。</li> <li>(3)設計図書に明示していない成果品が必要になり、それに伴い検討業務も追加となった。</li> <li>(4)設計検討の結果、擁壁等の新たな工種の追加や、当初必要と考えていた工種が不要になった。</li> <li>(5)設計検討の結果、設計延長や数量が増減したことに伴う変更があった。</li> <li>(6)当初、構造物詳細設計で発注したが、施工計画を考慮した構造検討(極力、交通規制しない構造形式選定)が必要となったため、予備設計を追加した。</li> </ul>	<ul> <li>(例)</li> <li>(1)設計図書に明示している以外の検討範囲や数量を変更することとなった。</li> <li>(2)契約後に判明した事象により、やむを得ず検討業務の変更を行う必要が生じた。</li> <li>(3)設計図書に明示していない成果品が必要になり、それに伴い検討業務も追加となった。</li> <li>(4)設計検討の結果、擁壁等の新たな工種の追加や、当初必要と考えていた工種が不要になった。</li> <li>(5)設計検討の結果、設計延長や数量が増減したことに伴う変更があった。</li> <li>(6)当初、構造物詳細設計で発注したが、施工計画を考慮した構造検討(極力、交通規制しない構造形式選定)が必要となったため、予備設計を追加した。</li> </ul>	

貢	新			IB
P12	(7)業務の中止の場合の手続(契約書第	20 条、共通仕様書第 <mark>1124</mark> 条)	  (7)業務の中止の場合の手続(契約 	内書第 20 条、共通仕様書第 <mark>1123</mark> 条)
	□ 第三者の所有する土地への立入りの承諾を得 に帰さない事由により、業務を行うことができ 査業務を委託し、契約書に規定されている場合 全部または一部を中止させなければならない。	ないと認められる場合があげられる(現場調	に帰さない事由により、業務を行うこと	は諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責 ができないと認められる場合があげられる(現場調いる場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の いない。
	受注者	発注者	受注者	発注者
	天災等のため、受注者が業務を行うことができな	۲۷،°	天災等のため、受注者が業務を行うことか	ぶできない。
	受注者からの発議も可。	「契約書第 20 条 (業務の中止) 第 1 項」により、発注者は、業務の全部又	受注者からの発議も可。	「契約書第 20 条 (業務の中止) 第 1 項」により、発注者は、業務の全部又
		は一部を中止させなければならない。 発注者より、 <b>一時中止の指示</b> (契約上一		は一部を中止させなければならない。 発注者より、 <b>一時中止の指示</b> (契約上一
		時中止をかけることは発注者の義務)		時中止をかけることは発注者の義務)
	履行期間の変更については、発注者と受注者が協 【契約書第 <mark>25</mark> 条】	協議して定める。	履行期間の変更については、発注者と受済 【契約書第 <mark>24</mark> 条】	主者が協議して定める。
	※必要に応じて変更工程表等を提出		※必要に応じて変更工程表等を提出	
	~~~ 中 ®		~~~	中 略 ~~~

新	IB	
(8)受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 (契約書第 <mark>23</mark> 条、共通仕様書第 <mark>1123</mark> 条)	(8)受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 (契約書第 <mark>22</mark> 条、共通仕様書第 <mark>1122</mark> 条)	
□ 受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。 受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。	□ 受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。 受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は 請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。	
受注者 発注者 「契約書第 23 条 (受注者の請求による履行期間の延長) 第 1 項」に基づき、・履行期間の延長理由・必要とする延長日数の算定根拠・変更工程表を提出 発注者は第 23 条第 2 項に基づき、必要に応じて履行期間の変更	受注者 発注者 「契約書第 22 条 (受注者の請求による履行期間の延長) 第 1 項」に基づき、・履行期間の延長理由・必要とする延長日数の算定根拠・変更工程表を提出 発注者は第 22 条第 2 項に基づき、必要に応じて履行期間の変更	
履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。 【契約書第 <mark>25</mark> 条】	履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。 【契約書第 <mark>24</mark> 条】	
 (例) (1)第三者の土地への立入り許可が得られなかった。 (2)天災等により業務の履行に支障が生じた。 (3)関係機関との協議が未了または協議遅延により方針の決定が遅れたことにより履行期間に影響を与えた。 (4)既往成果の設計に不備が多く、発注者による見直しにより業務開始まで時間を要した。 (5)設計に必要な地質データが不足しており、発注者による追加調査に伴い業務が遅延した。 等 	(例) (1)第三者の土地への立入り許可が得られなかった。 (2)天災等により業務の履行に支障が生じた。 (3)関係機関との協議が未了または協議遅延により方針の決定が遅れたことにより履行期間に影響を与えた。 (4)既往成果の設計に不備が多く、発注者による見直しにより業務開始まで時間を要した。 (5)設計に必要な地質データが不足しており、発注者による追加調査に伴い業務が遅延した。 等	
	(8) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 (契約書第 23 条、共通仕様書第 1123 条) □ 受注者の責めに帰することができない事由 (第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等) により、履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。 受注者	

貢	新	IB
P14	(9)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの(共通仕様書第 <mark>1105</mark> 条)	(9)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの(共通仕様書第 <mark>1104</mark> 条)
	□ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。	□ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。
	 (例) (1)提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。 (2)詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。 (3)過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。 (4)既往成果品の応力計算や図面の修正が必要となった場合。 等 	(例) (1)提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。 (2)詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。 (3)過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。 (4)既往成果品の応力計算や図面の修正が必要となった場合。 等
	□ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲 ①設計図書の内容に係る整合性がとられているかどうかの確認 ・数量計算書と仕様書の内容の整合確認 ・図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書の内容の整合確認 ②設計図書記載内容の作業現場の状態・履行条件の確認 ・適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。 ・設計図書と現地が整合しているか。 ・既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか。 ・既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じてないか。 ・業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、もしくは実施済み内容が明示されているか。	□ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲 ①設計図書の内容に係る整合性がとられているかどうかの確認 ・ 数量計算書と仕様書の内容の整合確認 ・ 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書の内容の整合確認 ②設計図書記載内容の作業現場の状態・履行条件の確認 ・ 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。 ・ 設計図書と現地が整合しているか。 ・ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか。 ・ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じてないか。 ・ 業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、もしくは実施済み内容が明示されているか。

貢	新	IB
P15	6. 設計変更の対象とならないケース	6. 設計変更の対象とならないケース
	【基本事項】	【基本事項】
	1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に 判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。	1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に 判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。
	2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合。	2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合。
	3. 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合。 (契約書第 18 条〜第 <mark>26</mark> 条、共通仕様書第 <mark>1121</mark> 条〜第 <mark>1124</mark> 条)	3. 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合。 (契約書第 18 条〜第 <mark>25</mark> 条、共通仕様書第 <mark>1120</mark> 条〜第 <mark>1123</mark> 条)
	4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。(口頭のみの指示・協議等) ※ただし、緊急やむを得ない事情により、発注者が口頭による指示等を行った場合はこ の限りではない。この場合、発注者は既に行った指示等を書面に記載し、10 日以内に 受注者に交付しなければならない。(契約書第2条第2項)	4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。(口頭のみの指示・協議等) ※ただし、緊急やむを得ない事情により、発注者が口頭による指示等を行った場合はこ の限りではない。この場合、発注者は既に行った指示等を書面に記載し、10 日以内に 受注者に交付しなければならない。(契約書第2条第2項)

貢	新	IB
資料1 参1-1	【資料1】 神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書(抜粋)	【資料1】 神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書(抜粋)
	~~~ 中 略 ~~~	~~~ 中 略 ~~~
	(指示等及び協議の書面主義) 第2条 この約款に定める指示、 <mark>催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除 (以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</mark> 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、10 日以内にこれを相手方に交付するものとする。 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。	(指示等及び協議の書面主義) 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下 「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前 項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既 に行った指示等を書面に記載し、10 日以内にこれを相手方に交付するものとする。 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内 容を書面に記録するものとする。
	~~~ 中 略 ~~~	~~~ 中 略 ~~~
	(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務) 第 17 条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間の協議内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。	(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務) 第 17 条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間の協議内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

	新	IB
1-2	(条件変更等)	(条件変更等)
1-2	(条件変更等) 第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を申し出なければならない。 (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。 (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。 (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。	 第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を申し出なければならない。 (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。 (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。 (5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要
	(設計図書等の変更) 第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及 び第 21 条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変 更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期 間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、 <mark>必要な費用を負担</mark> しな ければならない。	

貢	新	IB
参1-3	(業務の中止) 第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下この条及び第30条において「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。	ないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自
	~~~ 中 略 ~~~  (適正な履行期間の設定) 第 22 条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。	~~~ 中 略 ~~~ <u>(新設)</u>
	(受注者の請求による履行期間の延長) 第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。	(受注者の請求による履行期間の延長) 第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

貢	新	IB
参1-4	更を受注者に請求することができる。	(発注者の請求による履行期間の短縮等) 第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。 2発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由
	(削除)  2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。  (履行期間の変更方法)	があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。  ② 発注者は、前②項の場合において、必要があると認めるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。  (履行期間の変更方法)
	第 25 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。  2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第 23 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議	第 24 条 第 17 条から前条まで又は第 39 条の規定により <b>履行期間の変更</b> を行おうとする場合における当該変更の期間は、 <b>発注者と受注者とが協議</b> して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するも
	開始の日を定め、発注者に通知することができる。	開始の日を定め、発注者に通知することができる。

貢	新	
参1-4		
	(業務委託料の変更方法等) 第 26 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。 ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始を定め、発注者に通知することができる。 3 この約款の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。	(業務委託料の変更方法等) 第 25 条 第 17 条から第 23 条まで又は第 39 条の規定により業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始を定め、発注者に通知することができる。 3 第 12 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 33 条、第 39 条又は第 43 条の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。
	らない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	( <b>臨機の措置</b> ) 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

貢	新	IΒ
	【資料2】	【資料2】
資料2 参2-1	神奈川県測量・調査・設計業務共通仕様書 第1編共通編 第1章総則(抜粋)	神奈川県測量・調査・設計業務共通仕様書 第1編共通編 第1章総則(抜粋)
	第 <mark>1105</mark> 条 設計図書の支給及び点検	第 <mark>1104</mark> 条 設計図書の支給及び点検
	※測量業務 第 <mark>107</mark> 条,地質・土質調査業務 第106条	※測量業務 第 <mark>106</mark> 条,地質・土質調査業務 第106条
	1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電	1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電
	子データを貸与する。ただし,共通仕様書,各種基準,参考図書等市販されているものについては,受	子データを貸与する。ただし,共通仕様書,各種基準,参考図書等市販されているものについては,受
	注者の負担において備えるものとする。	注者の負担において備えるものとする。
	2. 受注者は,設計図書の内容を十分点検し,疑義のある場合は,調査職員に報告し,その指示を受けな	2. 受注者は,設計図書の内容を十分点検し,疑義のある場合は,調査職員に <mark>書面により</mark> 報告し,その指
	ければならない。	示を受けなければならない。
	3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面または詳細図面等を追加支給するものとする。	3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面または詳細図面等を追加支給するものとする。
	第 <mark>1121</mark> 条 条件変更等	第 <mark>1120</mark> 条 条件変更等
	1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは,契約書第 <mark>30</mark> 条第1項	1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは,契約書第 <mark>29</mark> 条第1項
	に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると	に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると
	~~~ 中 略 ~~~	~~~ 中 略 ~~~
	※測量業務 第 <mark>122</mark> 条,地質・土質調査業務 第 <mark>122</mark> 条 条件変更等	 ※測量業務 第 <mark>121</mark> 条,地質・土質調査業務 第 <mark>121</mark> 条 条件変更等
		<u> </u>
		<u> </u>
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「海量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもって。その旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「海量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期する」とができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「海量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもって。その旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期する、とができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。 (第117条 土地の立ち入り等)	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「複量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期する、とができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。 (第116条 土地の立入り等)
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。 (第117条 土地の立ち入り等) 1. 受注者は、屋外で行う測量(地質・土質調査)業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「複量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期する、とができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。 (第116条 土地の立入り等)
	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。 (第117条 土地の立ち入り等)	1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(「地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

貢	新	IB
参2-2	第1122条 契約変更 ※測量業務 第123条, 地質・土質調査業務 第123条 1. 発注者は, 次の各号に掲げる場合において, 設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (1)業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合 (2)履行期間の変更を行う場合 (3)調査職員と受注者が協議し, 設計業務等施行上必要があると認められる場合 (4)契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合 2. 発注者は, 前項の場合において, 変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 (1)第1121条(測量業務 第122条, 地質・土質調査 第122条)の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項 (2)設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項 (3)その他発注者または調査職員と受注者との協議で決定された事項	第1121条 契約変更 ※測量業務 第122条, 地質・土質調査業務 第122条 1. 発注者は, 次の各号に掲げる場合において, 設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (1)業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合 (2)履行期間の変更を行う場合 (3)調査職員と受注者が協議し, 設計業務等施行上必要があると認められる場合 (4)契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合 2. 発注者は, 前項の場合において, 変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 (1)第1120条(測量業務 第121号, 地質・土質調査 第121条)の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項 (2)設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項 (3)その他発注者または調査職員と受注者との協議で決定された事項
	あるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。 2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。 3. 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	 第1122条 履行期間の変更 ※測量業務 第123条, 地質・土質調査業務 第123条 1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。 2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。 3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

貢	新	IB
参2-3	第1124条 一時中止 ※測量業務 第125条, 地質・土質調査業務 第125条 1. 契約書第20条第1項の規定により, 次の各号に該当する場合において, 発注者は, 受注者に通知し, 必要と認める期間, 設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお, 暴風, 豪雨, 洪水, 高潮, 地震, 地すべり, 落盤, 火災, 騒乱, 暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については, 第1133条(測量業務 第134条, 地質・土質調査 第134条) 臨機の措置により, 受注者は, 適切に対応しなければならない。 (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合 (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため, 設計業務等の続行を不適当と認めた場合 (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合 (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合 (5) 第三者及びその財産, 受注者, 使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合 (6) 前各号に掲げるものの他, 発注者が必要と認めた場合 2. 発注者は, 受注者が契約図書に違反し, 又は調査職員の指示に従わない場合等, 調査職員が必要と認めた場合には, 設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。 3. 前2項の場合において, 受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については, 調査職員の指示に従わなければならない。	事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第1132条(測量業務 第133条,地質・土質調査 第133条) 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)第三者の土地への立入り許可が得られない場合 (2)関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合 (3)環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当または不可能となった場合 (4)天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合 (5)第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合 (6)前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
	注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。	第1132条 臨機の措置 ※測量業務 第133条, 地質・土質調査 第133条 1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。 2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

貢	新 ————————————————————————————————————	IB
資料4 参4-2	1. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント	1. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント
94 2	1)「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更	1)「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更
	土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所 5.設計変更の対象となり得るケース (2)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続(契約書第 18 条第1 項第二号) (3)設計図書の表示が明確でない場合の手続(契約書第 18 条第1 項第三号)	土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所 5.設計変更の対象となり得るケース (2)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続(契約書第 18 条第1 項第三号) (3)設計図書の表示が明確でない場合の手続(契約書第 18 条第1 項第三号)
	変更事例 1 設計図書の内容に脱漏がある場合	変更事例 1 設計図書の内容に脱漏がある場合
	道路詳細設計について、業務に着手したところ、長大切土法面の計画箇所で「 <u>法面工詳細設計</u> 」が必要だったが、 <u>設計項目に含まれていなかった。</u>	道路詳細設計について、業務に着手したところ、長大切土法面の計画箇所で「 <u>法面工詳細設計</u> 」が必要だったが、 <u>設計項目に含まれていなかった。</u>
	適正な変更手続き	適正な変更手続き
	設計図書の脱漏発見契約書第18条第1項受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。	設計図書の脱漏発見 契約書第18条第1項▶ 受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。
	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項 受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。	調査~調査結果通知 契約書第 18 条第2、3項 ▶ 受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査 を行い、発注者は結果を受注者に通知する。
	設計図書変更~委託料変更 契約書第 18 条第4、5項、契約書第 26 条▶ 発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、 受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。	設計図書変更~委託料変更 契約書第 18 条第 4、5 項、契約書第 25 条 ▶ 発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、 受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。
	変更事例 2 設計図書の表示が明確でない場合	変更事例 2 設計図書の表示が明確でない場合
	築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く <u>隣接工区と</u> の境界位置が、地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。	築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く <u>隣接工区との境界位置が、地先地名の不明確な表現</u> となっており、正確な設計区間を確認できなかった。
	適正な変更手続き	適正な変更手続き
	設計図書の表示が明確でないことを発見 契約書第18条第1項 受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直ちに発注者に通知する。	設計図書の表示が明確でないことを発見 契約書第18条第1項 受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直 ちに発注者に通知する。
	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項 受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長 の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項 ▶ 受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長 の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。
	 設計図書変更~委託料変更 契約書第18条第4、5項、第26条 発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。 	設計図書変更~委託料変更 契約書第18条第4、5項、第25条 発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

貢	新 	IB
参4-4	2)「設計図書の履行条件相違(条件決定の遅れ)」の設計変更	2)「設計図書の履行条件相違(条件決定の遅れ)」の設計変更
	 土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所 5.設計変更の対象となり得るケース (4)設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第 18 条第 1 項第四号) (9)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの(共通仕様書第 1105 条) 	 土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所 5.設計変更の対象となり得るケース (4)設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第 18 条第 1 項第四号) (9)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの(共通仕様書第 1104 条)
	変更事例 3 関連する調査・設計業務の遅れ	変更事例 3 関連する調査・設計業務の遅れ
	随管詳細設計において、関連する <u>地質調査業務の遅れ</u> 、関連する <u>堤防詳細設計の堤防法線決</u> <u>定の遅れ</u> によって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。	樋管詳細設計において、関連する <u>地質調査業務の遅れ</u> 、関連する <u>堤防詳細設計の堤防法線決</u> 定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。
	適正な変更手続き	適正な変更手続き
	履行条件の相違発見 契約書第18条第1項 ➤ 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行 期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。	履行条件の相違発見 契約書第18条第1項▶ 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。
	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項 ➤ 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項 ➤ 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。
	設計図書変更~期間変更 契約書第18条第4、5項、第25条 発注者は、「履行期間」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。	設計図書変更~期間変更 契約書第 18 条第 4、5 項、第 24 条 発注者は、「履行期間」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。
	変更事例 4 関係機関協議の遅れ	変更事例 4 関係機関協議の遅れ
	橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、 <u>河川断面の計画が見直される</u> こととなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。	橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、 <u>河川断面の計画が見直される</u> こととなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、 検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。
	適正な変更手続き手順	適正な変更手続き手順
	履行条件の相違発見 契約書第18条第1項→ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。	履行条件の相違発見 契約書第18条第1項▶ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。
	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定 時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について、調査を行い、受注者は結果を発注者に通知する。	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項 > 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定 時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について、調査を行い、受 注者は結果を発注者に通知する。
	設計図書変更~期間·委託料変更 契約書第 18 条第4、5項、第 25 条、第 26 条 発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。	 設計図書変更~期間・委託料変更 契約書第18条第4、5項、第24条、第25条 ▶ 発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。

貢	新	IB
参4-6	3)「設計図書の履行条件相違(設計項目の追加)」の設計変更	3)「設計図書の履行条件相違(設計項目の追加)」の設計変更
	土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所 5.設計変更の対象となり得るケース (4)設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第 18 条第1 項 第四号)	土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所5.設計変更の対象となり得るケース(4)設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第 18 条第 1 項第四号)
	変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加	変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加
	道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。	道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の <u>検討資料作成が必要</u> となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。
	適正な変更手続き手順	適正な変更手続き手順
	履行条件の相違発見契約書第18条第1項▶ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討 作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。	履行条件の相違発見 契約書第18条第1項➢ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討 作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。
	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項> 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業(橋梁集約案の概略図作成、事業費算出)」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。	調査~調査結果通知 契約書第18条第2、3項▶ 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業(橋梁集約案の概略図作成、事業費算出)」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。
	設計図書変更~委託料変更 契約書第18条第4、5項、第26条発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続き行う。	設計図書変更~委託料変更 契約書第18条第4、5項、第25条▶ 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続き行う。
	設計変更のポイント 設計項目の追加	設計変更のポイント 設計項目の追加
	関係機関協議による作業の追加 ▶ 関係機関協議での検討依頼について、当初発注の協議用資料作成として想定されている内容でない作業については、設計変更の対象とする。	関係機関協議による作業の追加▶ 関係機関協議での検討依頼について、当初発注の協議用資料作成として想定されている 内容でない作業については、設計変更の対象とする。
	 ※契約前の注意点 関係機関協議資料内容の明確化 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、関係機関協議資料の内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。 例えば、「資料の目的(排水流末確認協議、河川占用協議等)、数量(対象箇所数、対象範囲等)」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。 受注者は『土木設計業務等設計変更ガイドライン』に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。 	 ※ 契約前の注意点 関係機関協議資料内容の明確化 ▶ 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、関係機関協議資料の内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。 ▶ 例えば、「資料の目的(排水流末確認協議、河川占用協議等)、数量(対象箇所数、対象範囲等)」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。 ▶ 受注者は『土木設計業務等設計変更ガイドライン』に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。